

別紙

諮問第1269号、第1357号、第1358号、第1359号、第1360号、第1361号

答 申

1 審査会の結論

別表1に掲げる決定のうち、開示請求2に対する一部開示決定については、別表2に掲げる非開示部分を開示すべきであるが、それ以外の非開示部分に係る決定及び別表1に掲げるその他の決定については、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

審査請求人が東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき行った、別表1に掲げる開示請求1から6（以下併せて「本件各開示請求」という。）に係る本件各審査請求の趣旨は、開示請求1については、東京都知事が平成31年2月18日付けで行った一部開示決定に対し、東京消防庁職員の氏名、印影及びサインの開示を求めるというものであり、また、開示請求2から6については、東京消防庁消防総監が各決定日付けでそれぞれ行った各決定に対し、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

本件各審査請求に係る審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、別表1に掲げる「審査請求人の主張」欄に記載のとおりである。

3 本件各審査請求に対する各実施機関の説明要旨

本件各審査請求に係る弁明書及び理由説明書における各実施機関の説明を要約すると、別表1に掲げる「実施機関の説明」欄に記載のとおりである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件各審査請求については、別表1に掲げる各諮問日にそれぞれ審査会へ諮問された。

審査会は、別表1に掲げる審査請求1に対する理由説明書について、令和2年2月18日に実施機関（東京都知事：生活文化局）から收受し、同表に掲げる審査請求2から6に対する理由説明書について、令和元年11月14日に実施機関（東京消防庁消防総監）からそれぞれ收受した。

審査会は、本件各審査請求について、令和2年8月28日（第182回第三部会）から同年10月26日（第184回第三部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、別表1に掲げる本件各審査請求について、審査請求人の審査請求書及び意見書における主張並びに各実施機関の弁明書及び理由説明書における説明を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

本件各審査請求については、審査請求人が同一であること及びいずれの審査請求においても東京消防庁職員の氏名等の開示に関する主張が共通していることから、審査会はこれらを併合して審議することとした。

イ 本件各決定について

実施機関である東京都知事（所管局が生活文化局であることから、以下「生活文化局」という。）及び東京消防庁消防総監（以下「東京消防庁」という。）は、本件各開示請求に対し、別表1に掲げる「対象公文書、請求文書」欄に記載の対象公文書又は請求文書について、同表「非開示部分、非開示理由」欄に記載の理由により、それぞれ一部開示決定又は非開示決定を行った。

ウ 本件各決定の妥当性について

(ア) 東京消防庁職員の氏名、印影及びサインの非開示妥当性について

a 本件各審査請求における、東京消防庁職員の氏名、印影及びサインの非開示

部分について

本件各審査請求のうち、東京消防庁職員の氏名、印影又はサイン（以下併せて「本件非開示情報1」という。）が記載されている対象公文書は以下のとおりである。

(a) 諮問第1269号（審査請求1）

【非開示部分】

東京消防庁職員の氏名、印影及びサイン（本件非開示情報1）

【対象公文書】

30生広情第1109号「公文書情報提供サービスにおける情報提供について」（以下「本件対象公文書1」という。）

(b) 諮問第1357号（審査請求2）

【非開示部分】

東京消防庁職員の印影（本件非開示情報1）

【対象公文書】

公園占用許可申請書の申請について起案（30豊警第651号）（以下「本件対象公文書2」という。）

(c) 諮問第1358号（審査請求3）

【非開示部分】

「問い合わせ先」欄の記入者名（本件非開示情報1）

【対象公文書】

〇〇消防署から〇〇区役所へ送付された、平成〇年〇月〇日午後〇時〇分覚知の〇〇区〇〇〇丁目〇番で発生した船舶火災に係る災害連絡用紙（以下「本件対象公文書3」という。）

(d) 諮問第1359号（審査請求4）

【非開示部分】

東京消防庁職員の印影（本件非開示情報1）

【対象公文書】

消防同意調査書（平成〇年〇月〇日同意〇〇第〇〇号）（以下「本件対象公文書5」という。）

(e) 諮問第1360号（審査請求5）

【非開示部分】

東京消防庁職員の氏名及び印影（本件非開示情報1）

【対象公文書】

情報公開課からの問合せに対する回答について（平成31年3月22日30総総第2555号総務課長決定）の起案文書（以下「本件対象公文書6」という。）

b 公務員等の氏名の開示に関する条例等の規定について

「東京都情報公開条例の施行について（通達）」（平成11年12月20日付11政都情第366号。以下「通達」という。）7条2号関係第1趣旨11では、「ただし書のハは、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分を、非開示とする個人情報から除外することを定めたものである。」と規定し、「(1)『公務員等の職務の遂行に係る情報』とは、公務員が行政機関若しくはその補助機関として、独立行政法人等の役員及び職員が独立行政法人等として、又は地方独立行政法人の役員及び職員が地方独立行政法人として、その担任する職務を遂行する場合におけるその情報をいう。」、
「(2)公務員等の勤務態度、勤務成績、処分歴等職員としての身分取扱いに係る情報などは、『職務の遂行に係る情報』には当たらない。」、
「(3)公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、『法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報』の規定により開示又は非開示の判断を行う。」及び「(4)職務遂行に係る情報であっても、それが他の非開示情報に該当する場合には、その職及び職務遂行の内容に係る部分を含めて全体が非開示とされることとなる。」としている。

c 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件非開示情報1について、別表1に掲げる審査請求1の欄に記載のとおり主張していることから、審査会は、これらを踏まえて判断することとする。

なお、審査請求人が審査請求1の同欄において主張する「最高裁判所平成10

年(行ヒ)第54号公文書非公開決定処分取消請求事件平成15年11月11日判決」については、以下「本件最高裁判決」とし、「平成17年8月3日付情報公開に関する連絡会議申合せ」については、以下「連絡会議申合せ」ということとする。

d 実施機関の説明について

本件非開示情報1について、実施機関（生活文化局及び東京消防庁）の説明の要旨は、以下のとおりである。

(a) 本件非開示情報1の非開示理由について

別表1に掲げる本件各決定において、本件非開示情報1については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため、条例7条2号に該当するとして非開示とした。

(b) 実施機関（生活文化局及び東京消防庁）の説明について

実施機関である生活文化局及び東京消防庁は、本件非開示情報1に対し、別表1に掲げる理由説明書（要約）及び弁明書（要約）のとおりに説明している。

(c) 諮問第1360号の対象公文書について

別表1に掲げる、諮問第1360号（実施機関（東京消防庁））の開示請求5における対象公文書は、「情報公開課からの問合せに対する回答について（平成31年3月22日30総総第2555号総務課長決定）の起案文書」（本件対象公文書6）である。

これは実施機関（東京消防庁）が、過去に開示としていた同庁職員の氏名等について、現在は非開示としている経緯等につき、生活文化局広報広聴部情報公開課から問合せを受けたため、その理由を説明するために作成した起案文書である。

本件対象公文書6には、従来は実施機関（東京消防庁）の職員の氏名について、職員証の着用をもって慣行として公にしているとの取扱いであったところ、同庁職員の氏名等を非開示と判断せざるを得ない契機となる事案（以下「当該契機となった事案」という。）が発生したため、条例7条2号の該

当性について、改めて通達等を踏まえ検討を行った旨が記載されている。

さらに、その結果として、職員証に記載されている職員の氏名等の情報については、当該職員と対面しなければ知ることができない情報であるため、同号ただし書イにおける慣行として公にされている情報には該当せず、一方で管理職以上の職員の氏名等の情報については、新聞等に掲載されており公にされている情報といえるため、同号ただし書イに該当するとの結論に至った旨が記載されている。

また、同庁職員の氏名等の情報は同号ただし書ロには該当せず、同号ただし書ハについても、職員の氏名の情報が当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報には該当しないとして、管理職を除く同庁職員の氏名については条例7条2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない旨が記載されている。

e 本件非開示情報1に対する審査会の判断

審査会が見分したところ、別表1に掲げる各審査請求におけるそれぞれの本件非開示情報1は、いずれも実施機関（東京消防庁）の職員の氏名、印影及びサインに該当する情報であった。

これら非開示部分に対する審査請求人の主張は、別表1に掲げる審査請求人の主張のとおりであり、「本件最高裁判決」、「連絡会議申合せ」及び政令市での運用等に基づき、公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名について職員名簿等で公にしている事実があるか否かに関係なく、開示すべきであると主張している。

そこで審査会は、審査請求人が主張する「本件最高裁判決」、「連絡会議申合せ」等を踏まえて、本件非開示情報1について検討することとした。

「連絡会議申合せ」では、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の立法趣旨に基づき、公務員の氏名について原則開示としているところ、氏名を公にすることにより、同法5条2号から6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合に該当するなど、特段の支障が生ずるおそれがある場合にのみ不開示を認めている。

ここで審査会は、実施機関（東京消防庁）がこれまで職員の氏名について開

示とする判断から、非開示とする判断へと変更した経緯が記載されている「当該契機となった事案」について見分した。

「当該契機となった事案」には、別表1に掲げる非開示理由のとおり、当該非開示部分に記載された人物に関することが記載されており、その内容は、実施機関（東京消防庁）における職員氏名の開示判断について再検討せざるを得なくなった特殊な事案であることが認められた。

そのため、本件非開示情報1について、かつて開示との判断をしていたものの「当該契機となった事案」の発生によってその見直しを行い、条例及び通達に基づいた判断であることを理由として、非開示へと改めるに至った経緯は首肯され得ないではない。

よって、実施機関（生活文化局及び東京消防庁）が条例及び通達に基づき、実施機関（東京消防庁）の管理職ではない職員の氏名（本件非開示情報1）について、職員証に記載されている職員の氏名等の情報は当該職員と対面しなければ知ることができない情報であり、職員録も作成していないことから、慣行として公にされている情報とはいえないとして条例7条2号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハにも該当しないことから非開示とした判断は妥当である。

なお、審査請求人が主張する「本件最高裁判決」は、あくまで条例とは条文の構造を異にする大阪市公文書公開条例に基づいて公務員の氏名の非開示処分について判断したものであって、公務員等の情報を「個人に関する情報」であるとして、例外的に公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分について開示を義務づける条例とは異なるものであることから、その判断に左右されるものではない。

また、審査請求書及び意見書における審査請求人のその他の主張についても、本件非開示情報1の判断を左右するものではない。

(イ) 本件非開示情報1以外の非開示妥当性について

a 諮問第1269号（開示請求1）における非開示妥当性について

審査請求人は審査請求1において、「本件処分の東京消防庁職員の氏名等以外の非開示部分については、貴審査会の判断を求めません。」と主張していること

から、開示請求1に係る本件非開示情報1以外の非開示部分である「警視庁職員の氏名、印影及びサイン」並びに「提供依頼者の氏名、電話番号及びメールアドレス」の非開示妥当性の判断については審査会の審議事項から除くこととする。

b 諮問第1357号（開示請求2）における非開示妥当性について

(a) 開示請求2、対象公文書及び非開示部分について

実施機関（東京消防庁）は、別表1に掲げる開示請求2に対して、同表「対象公文書、請求文書」欄に記載の「公園占用許可申請書」、「公園占用許可証」及び「公園占用許可申請書の申請について起案（30豊警第651号）」を対象公文書（以下併せて「本件対象公文書2」という。）としてそれぞれ特定した。

また、当該「公園占用許可申請書」のうち、「案内図」の家屋に表示されている名称（以下「本件非開示情報2」という。）及び「全体工程表」に記載されている電話番号（以下「本件非開示情報3」という。）については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため条例7条2号に該当するとして非開示とした。

本件非開示情報2及び3以外については、前記「公園占用許可申請書の申請について起案（30豊警第651号）」の各決裁欄に押印された実施機関（東京消防庁）職員の印影（本件非開示情報1）であるため、前記（ア）eで示したとおり非開示妥当性の判断につき検討済みであることから除くこととする。

なお、同決裁欄において管理職の職員の印影については開示されている。

(b) 本件対象公文書2の特定並びに本件非開示情報2及び3の非開示妥当性について

審査請求人は、審査請求2において本件処分の取消しを求めるとともに、本件処分に対する精査を求めている。

審査会は、対象公文書の特定について、本件対象公文書2を見分したところ、開示請求2に基づき、雑司が谷みみずく公園内における消防用防火水槽埋設及び水利標識建植用地について、申請者である豊島消防署長が豊島区長に公園占用許可申請をした申請書、同申請に係る起案書並びに豊島区長が許

可した公園占用許可証及びその許可条件等の申請書類一式であることが確認できた。また本件対象公文書2の各記載内容からも、開示請求2に対して本件対象公文書2を特定した判断は妥当である。

次に、本件非開示情報2及び3の非開示妥当性について検討する。

本件非開示情報2は、「公園占用許可申請書」における実際の消防水利等を新設する場所を示す地図において、「案内図」の表題の下、同地図上の家屋に表示された特定の個人の氏名である。

審査会が実施機関（東京消防庁）に確認したところ、当該案内図は一般に市販されている地図を利用して作成したものであるとのことであった。そこで、審査会が当該市販の地図を見分したところ、本件非開示情報2と同様の情報の記載を確認することができた。

したがって、当該案内図に表示されている氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であると認められ、条例7条2号本文に該当するが、一般に市販されている地図を利用して作成されたものであるため、同号ただし書イに該当することから開示すべきである。

本件非開示情報3については、電話番号であり、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため条例7条2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とした判断は妥当である。

c 諮問第1358号（開示請求3）における非開示妥当性について

(a) 開示請求3、対象公文書及び非開示部分について

別表1に掲げる開示請求3は、特定日における特定の川で発生した屋形船の火災（以下「本件火災」という。）について、実施機関（東京消防庁）の二つの消防署がそれぞれの管轄に係る区に対して連絡した内容が分かる文書一式（決裁文書を含む。）である。

これに対して、実施機関（東京消防庁）は、開示請求に係る二つの消防署のうち、一方の消防署が管轄に係る区に対して連絡した文書「〇〇消防署から〇〇区役所へ送付された、平成〇年〇月〇日午後〇時〇分覚知の〇〇区〇〇〇丁目〇番で発生した船舶火災に係る災害連絡用紙」（本件対象公

文書3)を特定し、もう一方の消防署と区との間には、連絡に関する文書は作成されていなかったため不存在とした。

実施機関（東京消防庁）は、本件対象公文書3のうち、「消火器の使用」欄の非開示部分について、関係者から他に知られることはないという状況の下に任意になされた供述により得られたものであるため、公にすることにより、災害現場での関係者の協力による情報収集が困難となり、適正な情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例7条6号に該当するとして同欄の全てを非開示（以下「本件非開示情報4」という。）とした。

また、「問い合わせ先」欄に記載の記入者氏名については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため、条例7条2号に該当するとして非開示とした。

(b) 本件対象公文書3の特定及び本件非開示情報4の非開示妥当性について

審査請求人は、審査請求3において本件処分の取消しを求めるとともに、本件処分に対する精査を求めている。

審査会は、対象公文書の特定について、本件対象公文書3を見分したところ、これは開示請求3に基づき、本件火災について、特定の消防署が管轄区域内の特定の区に対して災害連絡用紙に記載して連絡した文書であり、そこには当該屋形船火災に関する発生日時、場所、鎮火日時、被災者氏名、消火器の使用の有無、問い合わせ先の職員氏名欄等が記載されていた。

これら記載内容から、開示請求3に対して本件対象公文書3を特定した判断は妥当である。

なお、開示請求3では、本件対象公文書3とは異なるもう一方の消防署と区との間で連絡した内容が分かる文書をも求めているが、当該消防署と区との連絡については、別表1に掲げる審査請求3に対する実施機関（東京消防庁）の説明のとおり、電話連絡を実施しているものの、当該消防署と区の間には、災害に係る連絡を書面で実施する旨の取決めは存在せず、本件火災に関する内容が記録された文書は存在しない旨説明する。

これら実施機関（東京消防庁）の説明に不自然な点は認められないことから、本件対象公文書3を特定し、さらに、もう一方の消防署と区との連絡について、その内容が分かる文書は作成及び取得していないため不存在とした判断は妥当である。

また、本件対象公文書3について、審査会が見分したところ、本件非開示情報4は、本件火災の現場において実際に行われた消火器の使用に関する消火活動等の記載であり、実施機関（東京消防庁）の説明のとおり、他に知られることはないという状況の下に関係者から任意になされた供述により得られたものであることが認められた。

よって、これを公にすることとなると、災害現場での関係者の協力による情報収集が困難となり、適正な情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例7条6号に該当することから、非開示とした判断は妥当である。

なお、「問い合わせ先」欄に記載の記入者氏名は、実施機関（東京消防庁）の職員の氏名（本件非開示情報1）である。本件非開示情報1については、既に前記（ア）eで示したとおり非開示妥当性の判断につき検討済みであることから除くこととする。

d 諮問第1359号（開示請求4）における非開示妥当性について

（a）開示請求4、対象公文書及び非開示部分について

実施機関（東京消防庁）は、別表1に掲げる開示請求4に対して、同表「対象公文書、請求文書」欄に記載の「〇〇区〇〇〇丁目〇-〇、〇-〇、〇-〇（地番）の建築計画に係る以下の文書『1 消防同意依頼書（平成〇年〇月〇日付受付番号第〇〇号）』（以下「本件対象公文書4」という。）及び『2 消防同意調査書（平成〇年〇月〇日同意〇〇第〇〇号）』（以下「本件対象公文書5」という。）」を対象公文書として、それぞれ特定した。

本件対象公文書4のうち、法人の印影部分については、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用され、財産が脅かされるおそれがあるため、条例7条4号に該当するとして非開示（以下「本件非開示情報5」という。）とした。

また、本件対象公文書5のうち、各決裁欄における印影部分については、いずれも実施機関（東京消防庁）の職員の印影（本件非開示情報1）であるため、条例7条2号に該当するとして非開示とした。

(b) 本件対象公文書4及び5の特定並びに本件非開示情報5の非開示妥当性について

審査請求人は、審査請求4において本件処分の取消しを求めるとともに、本件処分に対する精査を求めている。

審査会は、対象公文書の特定について、本件対象公文書4及び5を見分したところ、開示請求4で求める特定の地番において民間の検査機関による消防同意依頼書、及び同依頼を受けた消防署において東京消防庁火災予防規程等に基づき作成された消防同意調査書であることが確認できた。これらは、いずれも開示請求4の趣旨にかなう文書であり、開示請求4に対して本件対象公文書4及び5を特定した判断は妥当である。

次に、本件非開示情報5の非開示妥当性について検討する。

審査会が、本件非開示情報5を見分したところ、法人の印影であることが確認できた。

よって、実施機関（東京消防庁）の説明のとおり、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用され、財産が脅かされるおそれがあるため、条例7条4号に該当し非開示とした判断は妥当である。

なお、本件対象公文書5における各決裁欄の本件非開示情報1については、既に前記（ア）eで示したとおり非開示妥当性の判断につき検討済みであることから除くこととする。

e 諮問第1360号（開示請求5）における非開示妥当性について

(a) 開示請求5、対象公文書及び非開示部分について

実施機関（東京消防庁）は、別表1に掲げる開示請求5に対して、同表「対象公文書、請求文書」欄に記載の「情報公開課からの問合せに対する回答について（平成31年3月22日30総総第2555号総務課長決定）の起案文書」（本件対象公文書6）を対象公文書として特定した。

なお、本件対象公文書6は、前記(ア) d (c) のとおり、実施機関(東京消防庁)が実施機関(生活文化局)からの問合せに対し説明するために作成した起案文書である。

本件対象公文書6における非開示部分については、「当該契機となった事案」の内容部分及び実施機関(生活文化局)が問合せをすることとなった経緯が記載された前文部分であり、その非開示理由は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、個人の人格と密接に関わる情報が記載されていることから、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるため、条例7条2号に該当するとして非開示(以下併せて「本件非開示情報6」という。)とした。

また、本件非開示情報6以外の非開示部分については、起案文書の決裁欄における印影及び欄外の氏名並びに実施機関(生活文化局)への回答書末尾の職員の氏名である。これらはいずれも実施機関(東京消防庁)の職員の氏名及び印影(本件非開示情報1)であるため、条例7条2号に該当するとして非開示とした。

(b) 本件対象公文書6の特定及び本件非開示情報6の非開示妥当性について

審査請求人は、審査請求5において本件処分の取消しを求めるとともに、本件処分に対する精査を求めている。

審査会は、対象公文書の特定について、本件対象公文書6を見分したところ、前記(ア) d (c) に記載のとおり、その内容は開示請求5に基づく文書であると認められることから、その特定については妥当であると認められる。

次に、本件非開示情報6の非開示妥当性について検討する。

審査会が、本件非開示情報6を見分したところ、前文の部分には、実施機関(生活文化局)が問合せをすることとなった経緯に関する人物の情報が記載されており、「当該契機となった事案」の部分には前記(ア) e で示したとおり、実施機関(東京消防庁)における職員氏名の開示判断について再検討せざるを得なくなった特殊な事案に関する人物の情報が記載されていた。

よって、前文の部分及び「当該契機となった事案」の部分については、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、個人の人格と密接に関わる情報が記載されていることから、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるため、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので非開示とした判断は妥当である。

その他の非開示部分については、いずれも本件非開示情報1であるため、既に前記（ア）eで示したとおり非開示妥当性の判断について検討済みであることから除くこととする。

f 諮問第1361号（開示請求6）における非開示妥当性について

実施機関（東京消防庁）は、別表1に掲げる開示請求6に対して、同表「非開示部分、非開示理由」欄のとおり、「当庁における情報公開の決定は東京都情報公開条例に基づいて個別に行っており、非開示情報に係る一般的な基準は作成していないため、当該対象公文書は存在しない。」として不存在の非開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求6において本件処分の取消しを求めるとともに、本件処分に対する精査を求めている。

実施機関（東京消防庁）は、前記（ア）eのとおり本件非開示情報1に関する非開示の判断については、「当該契機となった事案」の発生によって、条例及び通達に基づき非開示とする判断に改めたとしている。

また、別表1に掲げる実施機関（東京消防庁）の説明のとおり、情報公開の決定については、条例を基準として公文書に記載された情報ごとに判断していると説明する。

したがって、職員の氏名を非開示とするか否かについての基準は、実施機関（東京消防庁）において作成していないとするその説明に不自然な点は認められず、本件請求文書は存在しないとして、不存在を理由に非開示とした決定は妥当である。

エ その他審査請求人の主張について

審査請求人は、別表 1 に掲げる審査請求 2 において、「特に令和〇年〇月〇日付『〇総給第〇号』は、『4 開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該決定を適用する理由 別紙のとおり』と記載されているだけで、別紙（以下「当該別紙」という。）が存在せず、一部開示決定通知書を読んでも開示しない部分を知ることができない。」と主張している。

この点について実施機関（東京消防庁）は、別表 1 に掲げる審査請求 5 の弁明書（要約）において、開示請求 5 に対する一部開示決定通知書を発送する際に当該別紙についても共に送付したものの、審査請求人の主張に基づき、念のため改めて送付した旨を記載している。

審査請求人及び実施機関（東京消防庁）の主張は異なっているものの、実施機関（東京消防庁）のこれらの主張に対し、審査請求人から意見等がないことから、審査会としては本件についてこれ以上判断しないこととする。

なお、審査請求人は、本件各審査請求に係る審査請求書及び意見書においてその他の種々の主張をしているが、これらは審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明